

令和7年9月

## 玖珠町農業委員会定例総会議事録

注 発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分等について  
では、○で消しています。

玖珠町農業委員会

## 玖珠町農業委員会議事録

1 開催日時 令和7年9月10日（水曜日） 午後1時30分

2 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3 出席農業委員

1番 野田 和宏	2番 (欠席)	3番 繁田 郁子
4番 日隈 博文	5番 佐藤裕美子	6番 小野 文隆
7番 武石 俊一		

4 出席農地利用最適化推進委員

1番 (欠席)	2番 佐藤 一男	3番 衛藤 卓志
4番 井上 和洋	5番 森 宗一	6番 武石 賢一
7番 石井由美子	8番 瀧石 久男	9番 小田 和彦
10番 春田 幸治	11番 松木 廣宣	12番 柳井田英徳

5 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

6 出席農業委員会事務局職員

事務局長	柳井田博隆	主幹（統括）	梅木 嘉子
専門幹	和田 育男	主査	樋口亜衣子

## 7 会議の概要

事務局

みなさん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、お集りいただき大変ありがとうございます。

稲穂も色づき初めまして、いよいよ秋の収穫時期が近づいてまいりました。年に一度のイベントですので、収穫の喜びを感じながら、作業に励んでいただきたいと思っております。

事務局

それでは、ただ今より、令和7年9月定例総会を開催します。

では、着座して失礼させていただきます。

最初に、○○会長、あいさつをお願いします。

会長

みなさん、こんにちは。

あいにくの雨ではございますが、本日の定期総会に出席いただき、ありがとうございます。

早いところは、今日、雨が降るということで、この3日、4日、天気のよい時に、稲刈りを終えたところもあるようです。

もう、糲摺りがあったのですが、早いものは青みと、昨年に続いて白みもかなりあり、もみすりの能力、スピードも昨年ぐらいに落とさないと識選で飛ばないということもあり、ぎりぎりの能力、スピードに下げて作業を行っているようあります。

入購自体は、まだのようで、八幡地区は12日から、玖珠地区が、16日からとなっているようあります。

値段の方は、玖珠九重管内が、特別栽培が○○○○○○○円、慣行栽培が○○○○○○○円、日田が、1等、ひとめぼれ、こしひかりで、○○○○○○○円、玖珠で○○○○○○○円となっており、○○○○○円ぐらいの差があります。

値段的には、今年はかなり上がっており、消費者が新米を買ってくれるのだろうか、消費者離れになるのが一番恐ろしく、消費者と生産者の個々で価格、相場が決まる場合もあるので、異常なことではないかと感じています。

大変な時代に入っていますが、翻弄されないように、農業者もがんばっていきたいと思っています。

本日は、議案は2件ですが、総会終了後に、講習会も予定されているようありますので、よろしくお願ひします。

それと、お配りしている、桃色の紙が全員にいっていると思います

	<p>が、これには、活動記録の提出状況と書き方を記載しています。</p> <p>事務局の職員も、昨年と比べて1名減っていますので、わかりやすく記入して、事務局の修正が少なくてすむよう、ご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>この活動記録は、最終的には委員みなさんの活動費になりますので、4月にお願いしましたように、最低でも、月7枚を目標に提出をお願いします。</p> <p>それでは、よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、早速、委員会を始めたいと思います。</p>
事務局	<p>農業委員定数7名に対し、本日は6名の出席でありますので、玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告いたします。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がありましたら、必ず、挙手ののち、議長の承認のうえ、発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は、携帯電話の電源をお切りください。離席する場合は、必ず議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。</p> <p>以降、議事の進行につきましては、○○会長、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい。それでは、議事録署名人の指名ですが、○番、○○委員、○○番、○○委員をお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見を等お願いします。</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の「番号1」、「番号2」について、事務局、説明をお願いします。</p> <p>(事務局の説明：「番号1」、「番号2」)</p>
事務局	お疲れさまです。

事務局	<p>それでは、議案の説明をさせていただきます。</p> <p>着座して説明させていただきます。</p> <p>先ず、議案集の1ページをお開きください。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p>
事務局	<p>最初に「番号1」、大字〇〇〇字〇〇〇〇〇〇番、外〇筆です。</p> <p>登記簿地目は全て田で、合計面積は、〇〇〇〇m<sup>2</sup>です。</p> <p>土地の譲渡人は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請者及び土地の譲受人は、大字〇〇〇の〇〇〇〇〇さんです。</p> <p>担当委員は、〇番、〇〇委員、担当推進委員は、〇番の〇〇推進委員になります。</p> <p>譲渡目的は、譲渡人の要望による売買です</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>次に、「番号2」について、ご説明いたします。</p>
事務局	<p>「番号2」、大字〇〇字〇〇〇〇番、外〇〇筆です。</p> <p>登記地目は、田と畑があり、合計面積は、〇〇〇〇〇m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請者及び土地の貸付人は、大字〇〇〇の〇〇〇〇〇さんです。</p> <p>土地の借受人は、大字〇〇〇の〇〇〇〇〇さんです。</p> <p>担当委員は、〇番、〇〇委員、担当推進委員は、〇〇番の〇〇推進委員になります。</p> <p>申請目的は、貸付人の要望による使用貸借による権利の設定です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、「番号1」について、〇番、〇〇委員、説明をお願いします。</p>
〇番委員	<p>「番号1」の調査結果を報告します。</p> <p>8月26日に、申請者の〇〇〇〇〇さんと推進委員の〇〇さんで、現地の立ち合いを行いました。</p> <p>土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番、〇〇〇〇〇番、〇〇〇〇〇番、〇〇〇〇〇番、〇〇〇〇〇番の計〇筆で、〇〇〇〇〇〇〇〇より左側へ進み、〇〇〇〇〇〇に挟まれた所に位置しています。</p> <p>水稻栽培を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田で、水稻を作付けする計画です。</p>

○番委員	<p>権利の内容は、所有権の移転で、譲渡人が○○に在住しており、耕作することができないという事情による権利の移動です。</p> <p>譲受人の通作距離は、約1キロメートル以内で、耕作は可能です。</p> <p>譲受人が所有する農地は全て耕作管理されており、農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており、農業従事者は、本人のみで、取得後の耕作には問題ありません。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	○○推進委員、補足説明がありますか。
○○推進委員	特にありません。
議長	続きまして、「番号2」について、○番、○○委員、説明をお願いします。
○番委員	<p>「番号2」の調査結果を報告します。</p> <p>8月28日、申請者の○○○○さん、○○○○の○○さん、推進委員の○○さんで、現地の立ち合いを行いました。</p> <p>土地の所在は、大字○○字○○○○番、外○○筆で、○○大字○○の○○○という地区で、○○○○○○線の○○○方面へ抜ける道沿いにあり、○○地区の中心部に位置しています。</p> <p>申請者は、葉タバコ栽培を中心とした専業農家で、現況は田と畑がありました。田は、葉タバコを作り、里芋なども作っていました。</p> <p>畑では、ごぼうなども作っており、ハウス物の野菜も作っていますので、農地は全て耕作され、管理されています。</p> <p>今回の申請につきましては、使用貸借権の設定ということで、貸付人の○○さんが農業者年金の受給に伴って、借受人である○○○○の○○さんへ農地のすべてを貸付けて、経営移譲を行うものであり、使用貸借での権利の設定です。</p> <p>借受人の通作距離は、10メートルから500メートル以内の範囲に農地が位置しており、全て管理されています。</p> <p>農機具は、トラクター等もあり、農業従事者は、本人を含めて4名で、特に問題ないとと思われます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	○○推進委員、補足説明がありますか。

○○○推進委員	<p>はい。2件ほど勉強させていただきました。</p> <p>今回、お父さんが、農業者年金を受給していて、お父さんが、農地を子どもさんに貸し付けを行えば、お父さんの方の年金が、何パーセントか上がるということを聞きました。</p> <p>それと、葉タバコを作っているそうですが、実際、現地を見させていただいて、いろいろ○○さんに聞いてみると、夜中の12時くらいから収穫作業を始めるそうです。昼間はものすごく暑いので、夜中の涼しい時に、作業を行うそうです。</p> <p>1台の台車に多いときは3人が乗って、葉タバコの収穫を行っているそうですが、後で思ったんですけども、台車の上の方から、空冷、冷たい空気が出るような設備機械を追加して、設置できないかという検討に入りました。</p> <p>今月末ごろまでに、業者さんを連れて、台車を見て、提案をしようと思っています。</p> <p>○○さんの所には、全部で台車が5台ありますが、県内でも葉タバコを栽培している農家は多く、台車の数も多いと思いますが、まずは1台試作車を作り、うまくいかどうか試してみたいと考えています。</p> <p>費用はかなりかかり厳しいかもしれません、台車に発電機を2台ぐらい乗せて、スポットクーラーを設置できないものかと考えています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、「番号1」から審議及び採決に入りたいと思います。</p>
議長	「番号1」について、質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長	ないようでしたら、採決を行います。
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の「番号1」について、原案どおり賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
議長	全員賛成です。
議長	議案第1号の「番号1」については、原案のとおり可決いたします。
議長	続きまして、「番号2」の審議に入りたいと思います。

議長	質疑のある方は、挙手をお願いします。
○〇〇推進委員	はい。
議長	○〇推進委員どうぞ。
○〇〇推進委員	今、○〇〇〇さんは、農業者年金をもらっているのですか。
○番委員	はい、もらっています。
○番委員	<p>農業者年金は、経営移譲を行うと受給できます。</p> <p>後継者に一括贈与を行い、生前贈与を行うか、今回の申請のように、一括贈与ではなく、使用貸借の設定を行い、農業経営を移譲することによって、受給することができます。</p> <p>○〇さんに関しては、農業者年金は、すでにもらっていたんですけども、農業経営を、ただ、後継者に任せただけでは、国からの助成分がもらえていなかったので、今回、正式に経営移譲を行うために、使用貸借権の設定を申請したものです。</p> <p>これにより、今もらっている農業者年金に、何パーセントかの上乗せ分が加わるようになり、増額されるそうです。</p>
議長	○〇推進委員、よろしいですか。
○〇〇推進委員	はい。わかりました。
議長	他に質疑はありませんか。
議長	ないようでしたら、採決を行います。
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の「番号2」について、原案どおり賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
議長	全員賛成です。
議長	議案第1号の「番号2」については、原案のとおり可決いたします。
議長	続きまして、別紙の議案第2号、農業委員会の法令遵守の申し合わ

	せ決議について、事務局、説明をお願いします。
事務局	<p>議案といっしょにお送りしています、別紙の農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）をご覧ください。</p> <p>議案第2号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明します。</p>
事務局	<p>まず、お配りしております別紙1をご覧ください。資料の右肩に別紙1と記載しています。1枚紙の資料と、2枚綴りの資料があります。</p>
事務局	<p>最初に、2枚綴りの方をご覧ください。</p> <p>今回の議案の上程の経緯について、ご説明いたします。</p> <p>今年度、全国で農業委員会に関する不祥事が続けて発生していることに対して、全国農業会議所からの通知を受けて、大分県農業会議より、法令遵守及び綱紀粛正について、決議を行う旨の依頼がありました。</p> <p>この趣旨にのっとり、農業委員会の法令遵守の徹底について、申し合わせ決議を行うものです。</p> <p>委員のみなさまにおかれましては、引き続き、内容のご確認と徹底という趣旨も含めまして、ご理解をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、審議及び採決に入りたいと思います。</p>
議長	質疑のある方は、挙手をお願いします。
○○○推進委員	はい。
議長	○○推進委員、どうぞ。
○○○推進委員	すみません。資料の中に、○○○の記者資料提供があるんですけども、差しさわりなければ、もっと詳しい内容がわかりますか。
事務局	記者資料以外については、公表されていませんので、この資料より詳しい内容はわかりません。

議長	○○推進委員、よろしいですか。
○○○推進委員	はい。わかりました。
議長	事務局、別紙1の説明を、お願いします。
事務局	<p>議案第2号の別紙1の説明を行います。</p> <p>この決議文（案）につきましては、全国農業会議所から大分県農業会議を通じて、各市町村の農業委員会に依頼がありました。</p> <p>内容としては、引き続き職務の中において、法令にのっとって遂行してほしいというものです。</p> <p>このような決議文（案）が出てきたというのは、先ほど説明しましたように、今年度、全国で農業委員会に関する不祥事が続けて発生していることに対して、法令遵守及び綱紀粛正について、決議を行う旨の依頼があったものです。</p> <p>各農業委員会で、法令遵守及び綱紀粛正について、再度確認していただきたいというものです。</p>
議長	その他、質疑はありませんか。
議長	ないようでしたら、採決を行います。
議長	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、原案どおり賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
議長	全員賛成（賛成多数）です。
議長	<p>それでは、議案第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を原案のとおり決議します。</p> <p>なお、みなさんにおかれましては、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」の（案）を、削除願います。</p>
議長	ここで、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を読み上げます。 事務局、お願いします。
事務局	（「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議文」を読み上げる）

議長	はい。ありがとうございます。委員各位におかれましては、法令遵守及び綱紀肅正の取り組みを、引き続きお願ひいたします。
議長	次に、報告第1号から報告第3号までについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、報告事項の報告第1号から報告第3号までについて、ご説明をさせていただきます。
事務局	先ず、報告第1号のご説明をします。 別冊でお配りしております農用地利用集積等促進計画を、お開きください。 報告第1号の、農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構による契約について、農業委員会の意見聴取を行うものです。 詳細につきましては、ご一読ください。 意見がなければ、その旨を、大分県農地中間管理機構に報告します。
事務局	次に、報告第2号から説明を行います。 議案集にもどっていただき、3ページをお開きください。 農地法第3条の3第1項の規定による届け出（相続による所有権の移転）が1件提出されております。 詳細につきましては、ご一読ください。
事務局	続きまして、報告第3号の説明を行います。 議案集の4ページから7ページにかけて記載しております。 報告第3号農地法第18条の合意解約通知書が、6件提出されています。 詳細につきましては、ご一読ください。
事務局	以上で、報告第1号から報告第3号までについての、説明を終わります。
議長	それでは、報告第1号から報告第3号まで、質疑はありませんか。
議長	ないようでしたら、以上で、本日の議案の審議は、すべて終了いたしました。

議長	引き続き、協議・報告事項等について、事務局説明をお願いします。
事務局	事務局の説明（別紙の連絡事項等により説明）
議長	その他の件について、委員からご発言があれば、挙手をお願いいたします。
議長	よろしいですか。
議長	それでは、以上をもちまして、玖珠町農業委員会9月定例総会を、閉会します。

午後2時06分 閉会

玖珠町農業委員会会議規則第13条第2項の規定によりここに署名捺印した。

令和7年9月10日

玖珠町農業委員会会長

印

署名委員（○番）

印

署名委員（○番）

印